

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止して、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、北海道（以下「道」という。）、ニセコ町（以下「町」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によってニセコ町民（以下「町民」という。）の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に係わる知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

本計画においては、原子力災害の特殊性及び被害の重大性にかんがみ、大規模災害後（広域避難後）も住民自治および行政機能を確保する仕組み、科学的な見地からの避難根拠・方法・方策の仕組み、災害情報を共有する仕組み、住民等への原子力防災に係わる知識の普及啓発、防災業務関係者への教育訓練、減災につながる資機材の整備、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。

なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、ニセコ町地域防災計画に基づき運用するものとする。

第3節 住民自治や行政機能など地方自治を確保するための基本方針

大規模な原子力災害によって広域避難した場合においても、住民自治、行政機能など地方自治を継続するための基本事項について定める。

1 住民自治の確保

- ・広域避難先での住居区割りは自治会単位を基本として、地域共同体の継続を確保すること
- ・自治会の運営に支援すること
- ・避難場所での住民間の課題解決や生活の向上に向けて、避難所責任者や当該施設の避難者を中心として避難運営協議会を開催すること
- ・復興計画を住民参加のもとで作成すること
- ・まちづくり基本条例の理念に則り、情報共有と住民参加を基本に計画を策定し実施すること

2 行政機能の確保

- ・行政機能の移転予定先を平常時に確保した上で、住民に周知すること
- ・原子力災害中長期対策での各課係の基本の役割を定めること

- ・その他必要な事項について別途計画・マニュアル等で定めること

第4節 計画の性格

1 町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び道の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される事態に対して対応できるよう対策を講じることとして、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 町における他の災害対策との関係

この計画は、「ニセコ町地域防災計画」の「原子力防災計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「ニセコ町地域防災計画（本編、資料編）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関への周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知して、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針

地域防災計画（原子力防災計画編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日改訂）を遵守するものとする。

第7節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定して、以下のとおりとする。

- ・放射性物質又は放射線の放出形態

原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質

を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着して長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを示す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）

UPZとは、確定的影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定すること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径30km」を目安とする。

この考え方や原子力発電所の重大事故の教訓、独自に実施した原子力発電所事故時シミュレーションシステムの結果を踏まえ、本町において原子力災害対策を実施する地域は町全域とする。

また、30km圏外である町内地域においても、原子力発電所の事故の規模や風向風速など気象条件によって重大な被害が発生することが想定されることから、30km圏内と同等の対策を実施する。

泊発電所施設の状況及び周辺地域図 ……………（資料1-4-1）

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）図 ……………（資料〇-〇-〇）

第9節 原子力災害に至らない事故への対応

町は、原子力災害に至らない事故であっても、事故に対して住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射性物質の監視体制や原子力事業者と道との協定などに基づく原子力事業者からの

異常時の連絡に際して、関係市町村や道などと連携の上、事故の状況を踏まえ、周辺住民等へ適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

第10節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関して、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、ニセコ町地域防災計画（本編）第1章2節に定める「業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 町

機関等の名称	事務又は業務の大綱
ニセコ町	(1) 原子力防災に係わる知識の普及及び啓発に係わること (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）への研修に係わること (3) 原子力防災訓練の実施に係わること (4) 通信連絡設備の整備に係わること (5) 防災資機材の整備に係わること (6) 防災対策資料の整備に係わること (7) 平常時の環境試料の測定に係わること (8) 事故状況等の把握及び通報連絡に係わること (9) 原子力災害警戒本部の設置に係わること (10) 災害対策本部の設置に係わること (11) 道の緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）要員の派遣に係わること (12) 住民等への広報及び指示伝達に係わること (13) 住民等の屋内退避・コンクリート屋内退避又は避難（以下「避難等」という。）及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に係わること (14) 緊急被ばく医療活動への協力に係わること (15) 緊急輸送及び必需物資の調達に係わること (16) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業への協力に係わること (17) 各種制限措置の解除に係わること (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に係わること (19) 業務継続計画の作成、運用に係わること
ニセコ町教育委員会	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に係わること (2) 退避等に係る公立学校施設等の使用に係わること
羊蹄山ろく消防組合	(1) 住民等への広報及び退避等の誘導に係わること (2) 傷病者の救急搬送に係わること (3) 消防職（団）員への原子力防災の教育訓練に係わること (4) 退避等の誘導に係る資料の整備に係わること (5) 防災対策を講ずべき区域の消防対策に係わること

2 北海道

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道庁	(1) 原子力防災に係わる知識の普及及び啓発に係わること (2) 防災業務関係者への研修に係わること (3) 原子力防災訓練の実施に係わること (4) 通信連絡設備の整備に係わること (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に係わること (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPE ED I ネットワークシステム」という。）の整備・維持に係わること (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に係わること (8) 防災資機材の整備に係わること (9) 防災対策資料の整備に係わること (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に係わること (11) 原子力災害警戒本部の設置に係わること (12) 災害対策本部の設置に係わること (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に係わる事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に係わること (15) 緊急時モニタリングに係わること (16) 住民等への広報及び指示伝達に係わること (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に係わること (18) 緊急被ばく医療活動に係わること (19) 緊急輸送及び必需物資の調達に係わること (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に係わること (21) 各種制限措置の解除に係わること (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に係わること (23) 関係町村の原子力防災対策への指示、指導及び助言に係わること
後志総合振興局 (地域政策部)	(1) 原子力災害応急対策及び災害復旧対策の実施に係わること (2) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に係わること (3) 自衛隊の災害派遣要請に係わること
〃 (保健環境部)	(1) 原子力災害時における医療の必要な連絡調整、援助及び指導に係わること
〃 (森林室)	(1) 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施、及び注意報・警報の伝達についての協力に係わること
小樽建設管理部 真狩・蘭越出張所	(1) 原子力災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を図ること
後志教育局	(1) 原子力災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導に係わること
後志農業改良普及センター	(1) 農作物等の被害調査及び応急教育の指導に係わること (2) 家畜の被害調査及び応急、復旧対策に係わること
札幌方面倶知安警察署ニセコ駐在所	(1) 住民等への広報及び退避等の誘導に係わること (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に係わること (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に係わること (4) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に係わること

3 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
小樽開発建設部倶知安道路事務所	(1) 国道の通行確保に係わること
札幌管区气象台	(1) 気象、地震等の観測並びにその成果の収集及び発表に係わること
岩内公共職業安定所 倶知安分室	(1) 原子力災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に係わること

4 陸上自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 倶知安駐屯地	(1) 原子力災害の除染や救助活動に係わること

5 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便事業株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に係わること (2) 郵便の非常取扱にかんすること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に係わること
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 原子力災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に係わること (2) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送に係わること
東日本電信電話株式会社 北海道支店 設備部災害対策室	(1) 原子力災害時における電気通信の確保に係わること
日本通運株式会社 札幌支店	(1) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に係わること

6 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社 テレビ北海道株式会社 エフエム北海道株式会社 エフエム ノースウェーブ	(1) 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等及び被害状況等に係わる報道を実施して、防災広報に係わる業務を行うこと
羊蹄医師会	(1) 原子力災害時における緊急医療に係わること
社団法人北海道トラック協会及び	(1) 原子力災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に係わること

各地区トラック協会	
社団法人北海道警備業協会	(1) 原子力災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に係わる こと

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
ようてい 農業協同組合 ニセコ町酪農組合 ようてい森林組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に係わること (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に係わること (3) 被災組合員への融資及びその斡旋に係わること (4) 保険金や共済支払いの手続きに係わること
ニセコ町商工会	(1) 原子力災害情報の伝達に係わること
倶知安厚生病院 ニセコ医院	(1) 避難訓練等、原子力防災対策に係わること (2) 緊急被ばく医療の協力に係わること (3) 安定ヨウ素剤の配付に係わること
社会福祉施設の管理 者	(1) 避難訓練等、災害予防に係わること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に係わること
運送事業者	(1) 原子力災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等 の協力に係わること
電気通信事業者	(1) 原子力災害時の電気通信の確保に係わること

9 原子力事業者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に係わること (2) 泊発電所の災害予防に係わること (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に係わること (4) 従業員等への防災に係わる教育訓練に係わること (5) 泊発電所施設内の応急対策に係わること (6) 通信連絡設備及び体制の整備に係わること (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に係わること (8) 防災資機材の整備に係わること (9) 防災対策資料の整備に係わること (10) 緊急時モニタリングの実施に係わること (11) 町、道及び防災関係機関が実施する防災対策への協力に係わるこ と (12) 汚染の除去等に係わること (13) 災害復旧に係わること (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に係わること